

令和6年度第1回柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会会議録

- 1 開催日時 令和6年7月19日（金）午後1時49分から午後2時26分まで
- 2 開催場所 柳泉園組合管理棟3階見学者説明室
- 3 会議次第
 - (1) 会長選任、職務代理の指名
 - (2) 会議の公開について
 - (3) 本協議会設立経緯について
 - (4) 本協議会幹事会の設置
 - (5) その他
- 4 出席者 西村会長、瀬谷委員、荒島委員、萱野委員、野崎委員

《事務局》

米持総務課長、上里総務課庶務文書係長、松本総務課庶務文書係主任

【1 会長選任、職務代理の指名】

柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会設置要綱第4条第2項の規定により、西村助役が会長となる。会長から、職務代理として荒島委員を指名する。

【2 会議の公開について】

柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会については、今後の広域化に向けた可能性の協議となることから、現段階においては、意思形成過程として未成熟な情報となり、確定した情報と誤解され市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、柳泉園組合情報公開条例の規定に基づき、協議会の公開及び傍聴については、非公開とする。

ただし、すべてを非公開とするのではなく、会議資料及び会議録の要点筆記での公開は、ホームページで行うこととする。各委員からは、異議なく承認される。

【3 本協議会設立経緯について】

事務局 この度、正式に協議の場が設置され、今後、東村山市と柳泉園組合の広域化の可能性についての協議が始まることから、改めて東村山市の施設更新に向けた経過も含め、説明いただく。

委員 東村山市秋水園ごみ焼却施設は、昭和56年の竣工から令和6年度で43年目を迎える。施設の更新に向けては、平成28年度より検討等を進めてきた。

令和5年度においても、年度末の基本計画策定に向け、作業を進めていたが、近年の物価、人件費の高騰による影響や、国や東京都における廃棄物処理施設整

備の方向性などを踏まえると、施設の更新をそのまま進めていくことは困難性が高いことや、将来世代に大きな負担を残すことにもなりかねず、そのため、いったん立ち止まり、広域化の可能性を含めて、改めて多角的に検討する判断をした。

広域化の可能性を探るにあたっては、柳泉園組合は、東村山市と隣接している団体で、焼却施設である柳泉園クリーンポートが竣工後約23年など、今後、施設更新計画等を策定する時期を迎えられることと考え、令和6年東村山市議会3月定例会での渡部市長の施政方針説明以後、当協議会の委員へ、ごみの広域処理の可能性について、協議の場を設定できないか打診し、先般の正式な申入れに至ったところである。

このような経過を踏まえ、この度、関係市及び柳泉園組合の理解をいただき、協議の場を設置していただけたことに改めて御礼申し上げるとともに、今後の協議についてもよろしく願います。

会長 経緯については、委員の中で一定の共通理解をしていると思う。

国の脱炭素化社会の実現や中長期的な政策を踏まえると、多摩地域の各団体が国の補助なしに新施設の建設を進めるのは現実的ではない。当組合においては、今年度から新清掃施設の基本構想の策定に入った。計画から竣工、加えてその後の稼働年数を考えると、このタイミングを逃すと困難となる。新たな施設を考える際、今後、さらなる人口減少に伴いごみの排出量も減少が見込まれる。ごみ減量は、行政の責務だが、広域化・集約化を除くと安全安定した処理体制を構築することが、将来に向けて非常に困難になると考えている。

この協議会は、ごみの広域処理の可能性についての協議となるが、多摩地域全体の広域化・集約化は避けて通れない課題である。委員のみなさまと共通の理解と認識を持ち、協議会を進めていくことに協力をお願いしたい。

【4 本協議会幹事会の設置】

柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会設置要綱第6条の規定により、幹事会の設置が承認される。

座長には、柳泉園組合事務局長を兼務している西村助役が指名される。

【5 その他】

特になし